







(様式1-4)

福島県 帰還・移住等環境整備事業計画 令和3年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名: 農林水産省

令和3年4月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 基本国費率(a)(注3), 交付対象事業費(b), 交付対象事業費のうち福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額(c), うち交付金交付額(基幹事業の場合)(d)=a×b+(c-a×b)/2(注6), 効果促進事業等の場合(d)=0.8c, 年度間調整額(国費)(e), 調整後の交付金交付額(f)=d-e, 備考. Rows 207, 208, 209.

Summary table with columns: 県名, 市町村名, 担当部局名, 電話番号, 担当者氏名, メールアドレス. Values: 福島県, 浪江町, 企画調整部避難地域復興局避難地域復興課, 024-521-8439, 阿部 翔太, abe\_syouta\_01@pref.fukushima.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」... (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。 (注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。 (注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。 (注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。 (注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4)

福島県

帰還・移住等環境整備事業計画

#REF!

帰還・移住等環境整備事業等

省庁名: 文部科学省

令和3年6月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	#REF!			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								当該年度(注4)			年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c			
241								前回ま で	(59,726)	(59,726)	(44,794)		
242	81	(1) - 17 - 4 -	埋蔵文化財発掘調査事業(基金型)	浪江町	県	県	直接	1/2			#VALUE!		
243								計	<59,726>	<59,726>	#VALUE!		
517								前回ま で	(17,234)	(17,234)	(12,925)		
518	173	(1) - 17 - 10	埋蔵文化財発掘調査事業(基金型)	飯館村	県	県	直接	1/2			#VALUE!		
519								計	<17,234>	<17,234>	#VALUE!		
568								前回ま で	(212,555)	(212,555)	(70,852)		
569	190	(1) - 15 - 2 -	双葉地区特別支援学校整備事業(基金型)	楡葉町	県	県	直接	1/3			#VALUE!		
570								計	<212,555>	<212,555>	#VALUE!		
571								前回ま で	(9,963)	(9,963)	(7,472)		
572	191	(1) - 16 - 11	大熊町認定こども園(幼稚園機能部分) 整備事業(幼稚園の複合化・多機能化)	大熊町	県	県	直接	3/4			#VALUE!		
573								計			#VALUE!		
574								前回ま で	(369)	(369)	(295)		
575	192	◆(1) - 16 - 11	大熊町認定こども園園庭(幼稚園機能部分) 整備事業(幼稚園の複合化・多機能化)	大熊町	県	県	直接	4/5			#VALUE!		
576								計			#VALUE!		
628								前回ま で			(0)		
629	210	(1) - 16 - 12 -	浪江町認定こども園整備(増築)事業 (幼稚園の複合化・多機能化)	浪江町地内 幾世橋地区	県	浪江町	間接	1/2			#VALUE!		
630								計			#VALUE!		
634								前回ま で			(0)		
635	212	◆(1) - 16	浪江町認定こども園(増築)外構等整備 事業(幼稚園の複合化・多機能化)	浪江町地内 幾世橋地区	県	浪江町	間接				2,417		
636								計			<2,417>		
-2								前回ま で			(0)		
-1								今回					
0								計			<0>		
-2								前回ま で			(0)		
-1								今回					
0								計			<0>		
-2								前回ま で			(0)		
-1								今回					
0								計			<0>		
-2								前回ま で			(0)		
-1								今回					
0								計			<0>		





県名	#REF!	担当部局名	#REF!		担当者氏名	#REF!
市町村名		電話番号	#REF!		メールアドレス	#REF!
地方公共団体の組合名						

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)

(注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。